幼稚園児・保育園児を募集します

平成26年4月から幼稚園・保育園(一部)に入園する園児を募集します。入園を希望される方は、受付期 間内に各園に直接お申し込みください。

《幼稚園》

● 願書配布 公立・私立とも10月1日(火)から各園で配布 ● 受付期間 ▷公立 10月15日(火)~31日(木)

10月15日似から定員到達まで ⊳私立

各園で異なります 募集人員

● 問い合わせ先 本庁舎こども課(内2733) ▷公立 また は下表の公立幼稚園まで

⊳私立 下表の私立幼稚園まで

	幼稚園名	所在地	電話番号			
	大沼幼稚園	久田野豆柄久保2	223511			
	白坂幼稚園	白坂陣場317	282072			
	小田川幼稚園	泉田池ノ上239	225060			
公	五箇幼稚園	田島明治32-6	292151			
<u> </u>	関辺幼稚園	関辺松並26	227880			
	表郷幼稚園	表郷金山字長者久保2-5	32317			
	ひがし幼稚園	東釜子字枇杷山28	342019			
	大信幼稚園	大信町屋字道目木12	6 62257			
	白河カトリック幼稚園	道場小路88	233438			
私	白河幼稚園	郭内1-130	33521			
	白河東幼稚園	豊年31	223293			
立	西 幼 稚 園	転坂96	2 01662			
	丘の上幼稚園	立石山10-14	@3363			

《保育園》

- 願書配布 10月1日(火)から下表の各園で配布
- 受付期間 10月15日(火)~31日(木)
- 各園で異なります ●募集人員
- 下表の私立保育園まで ● 問い合わせ先
- ※下表以外の保育園の園児募集は、広報白河11月1日 号に掲載します。

※さくらの園保育園は、平成26年4月開園予定です。

		保育園名	所在地	電話番号		
		こどもの園保育園	郭内1-171	③12058		
	私	西保育園	南登り町15	208861		
	$\overline{1}$	さくらの園保育園	豊年31	223293		
		丘の上保育園	立石山10-14	223900		

●本庁舎こども課 内2733 小企業相談所 らゆる相談に応じます。 申し込み・問い合わせ先 (白河商工: 会

農産物直売実習

相談会

経営ワンストップ

新内)

習を行います。 培した新鮮な農産物の直売実 業短期大学校では、 日時 月6日/水・ 福島県農業総合センター農 10 月10 22日金 日(木) 学生が栽 /午前 20 日 10 (日)

●日時

月 12

日(土)

/午後2

します。

対象に、

無料の相談会を開催

県南地域で事業を営む方を

分まで)

白河商工会議

所

(道

時

から

時~4時

(受け付けは3時30

会場 同校グラウンド 矢

場小路) ●会場

Τ

税務等の

登記・

労務

労働 専門家が

Ī

経営・

創

業

法律

7 吹町一本木) 販売は1時間程度を予定 いますが 商品がなくなり

> 圓同校☎@411 休日相談所 全国 **D** 開

す。 公証 法務局職員、 冢屋調査士、 人が無料で相談に応じま 人権擁護委員、

時~午後3時 日時 10 月6 日 (日) 午 前 10

イオン 白 河 催し、 20 日 は 次第終了します。 午後も販売します。 「欅隆祭」

斉!法務局

務局で取り扱う各業務に 司法書士、土地

会場 西 郷 店

西郷村小田倉 内容 登記、 戸 籍、 玉 籍

を同時に開 また、 10 月 24-534-

設

付けます。 題について、 いじめや嫌がらせ、 全国一斉「子ども人権110 日から10月4日までの5日間 罰など子どもの抱える人権問 権擁護委員連合会は、 法務省人権擁護局と全国 強化週間を追加実施し、 秘密は守られますので 相談には人権擁護 電話相談を受け 虐待、 9月 **30**

ます。 お気軽にご相談ください 委員および法務局職員が応じ 百時 9月30日月~10月4

日(金)

、午前8時30分~午後7

中央公民館を利用してい 26回中央公民館発表会

ってい

ない期間

がある方は、

者への切り替えの手続きを行 号被保険者から第1号被保険

クラブが、

日ごろの成果を発

供託、 圓福島地方法務局総務課☎ 定などの問題に関する相談 人権擁護および筆界特 0

●会場

市

民会館

(手代

町

圓中央公民館☎②3810

専業主婦・主夫の年金改正

国民年金の第3号被保険者

時開演

※入場無料

●日時

10

月6日(日)

午

前 10 表します。

強化週間の追加実施 子ども人権11

料の 年金を受け取れない場合や、 付ができなくなるため、 年以上遅れると、 なりません。 者への切り替えの手続きを行 れたときには、 退職したときや、 ている配偶者) は、

格期間」 きるようになりました。 な「未納期間」を、 (会社員や公務員に扶養され 取るために必要な 出をすることで、 7月の法律改正により、 額される場合があります。 「未納期間」が発生し、 保険料を納めなくては 」に算入することがで この手続きが2 第1号被保険 保険料の納 扶養から外 このよう 年金を受 「受給資 第3 保険

6

10百河年金事務所☎②41

い合わせください。